

日本品質管理学会規格管理内規

種 類：内 規

議 決：理事会

制定期日：平成23年(2011年)5月23日

改定期日：平成23年(2011年)12月19日

1. 目 的

日本品質管理学会（以下、本会という。）学会規則第109 日本品質管理学会規格管理規程案（平成23年10月制定予定）に定められた、日本品質管理学会規格（以下、J S Q C規格という。）に係る、制定・見直し・改正・廃止、並びに頒布については本内規の定めるところによる。

2. 規格の制定

J S Q C規格の制定は以下による。

- (1) J S Q C規格の原案を作るのは、本会の委員会、部会または研究会のいずれかに限る。
- (2) J S Q C規格の制定を希望する委員会、部会または研究会は、規格原案の作成に先だって、制定の主旨、規格の名称、範囲、種類（規格またはテクニカルレポート）、制定によって期待される効果、制定までのおおよそのスケジュール、原案作成に当たって参考となる資料の有無・名称などを文書で提出する。
- (3) 標準委員会は、提出された文書に基づいて、提案内容が学会規則第109 日本品質管理学会規格管理規程第3条に定められたJ S Q C規格の目的・範囲に合っているかどうかを審議する。妥当と判断した場合には、第4項に基づいて規格番号を決め、原案作成を始めることの承認を与える。また、提案の内容を理事会に報告するとともに、学会HPで会員に周知する。
- (4) J S Q C規格の制定を希望する委員会、部会または研究会は、標準委員会の承認を受けて作業原案の作成を行う。進捗状況については、定期的に報告する。作業原案の作成が終了したら、できあがった原案を提出する。
- (5) 標準委員会は、提出された作業原案を確認し、第5項に基づいて審議委員会を設置する。J S Q C規格の制定を希望する委員会、部会または研究会などの意見を聞きながら、委員および委員長を選任する。なお、作業原案の成熟度が十分でないと判断した場合には、作業原案を作成した委員会、部会、研究会に対して再検討を求めることができる。
- (6) 審議委員会は、原案を審議し、必要な修正を行って委員会原案にまとめ、パブリックコメントを募集してもよいかどうかの議決を行う。
- (7) 標準委員会は、審議委員会の議決を受けて、第6項に基づいて委員会原案に対するパブリックコメントを募集する。
- (8) 審議委員会は、募集したパブリックコメントについて検討し、必要な修正を行って委員会最終案にまとめ、J S Q C規格としてよいかどうかの議決を行う。
- (9) 標準委員会は、募集したパブリックコメントへの対応が適切になされていること、委員会最終案がJ S Q C規格の様式を満たしていることを確認し、問題がなければ理事会へJ S Q C規格制定の承認を求める。

- (10) 理事会は、委員会最終案および審議のプロセスを確認し、問題がなければ J S Q C 規格として制定することを承認する。
- (11) 標準委員会は、理事会における承認を受けて、J S Q C 規格を発行する。また、審議委員会を解散する。

3. 規格の見直し・改正・廃止

J S Q C 規格の見直し・改正・廃止は以下による。

- (1) J S Q C 規格については、原則として、5年に一度見直しを行う。
- (2) 標準委員会は、見直しの時期になったら、第5項に基づいて審議委員会を設置する。
- (3) 審議委員会は、継続、改正、廃止のいずれが適切かを審議し、議決を行う。改正の場合には、委員会原案を作成する。必要な場合には、規格の制定を希望した委員会、部会または研究会に、作業原案の作成を依頼することができる。改正のための委員会原案の取扱いについては、第2項に準ずる。
- (4) 継続または廃止の場合には、審議委員会は、その旨を標準委員会に通知する。標準委員会は理事会に承認を求める。理事会は、審議のプロセスを確認し、問題がなければ継続または廃止を承認する。

4. 規格の番号

規格の番号の決定については以下による。

- (1) J S Q C 規格の番号は、JSQC-Std XX-XXXまたはJSQC-TR XX-XXXとする。
- (2) 番号を決める場合には、規格の内容の関連性、関連するISO規格やJIS規格の番号などを考慮する。
- (3) ひとまとまりの規格として使用されるものであることを明示したい場合には、必要に応じて枝番号(JSQC-Std XX-XXX-1など)を付けることができる。

5. 審議委員会

審議委員会の設置および運営は以下による。

- (1) 審議委員会の委員は原則として10名程度とする。①当該規格の作業原案を作成した委員会、部会または研究会の代表者、②当該規格を使用する人または組織の代表者、③当該規格の影響を受ける人または組織の代表者から、バランスを考慮して選ぶ。本会の会員でないものを委員とすることができる。
- (2) 委員長は、当該規格の内容をよく知っており、客観的な立場から公正な判断ができる者とする。
- (3) 議決は、委員の2/3以上の出席(委任状を含む)、出席者の2/3以上の賛成により行うことができる。
- (4) 必要に応じて、書面による審議・議決を行うことができる。
- (5) 必要に応じて、作業グループを設置し、検討を行うことができる。
- (6) 必要に応じて、当該規格の作業原案を作成した委員会、部会または研究会に検討を依頼することができる。
- (7) 審議委員会の委員名簿および審議概要は学会HPで公開する。

6. パブリックコメント

学会規則第239

パブリックコメントの募集は以下による。

- (1) 委員会原案に対するパブリックコメントを募集する場合には、学会HPにより行う。
- (2) パブリックコメントを集める期間は、原則1ヶ月とする。
- (3) 各コメントは、ページ・行、コメント内容（各250字以内）、提案（各250字以内）、コメント提出者の4項目とする。
- (4) 本会の会員でない人または組織もパブリックコメントを提出することができる。

7. 体裁

J S Q C規格の体裁は以下による。

- (1) 体裁は、原則としてA4、冊子体とする。詳細は別途定めるマニュアルによる。
- (2) 原則として、紙媒体とする。

8. 頒布

J S Q C規格の頒布は以下による。

- (1) 制定したJ S Q C規格については規格番号、規格名称などを学会HPで公開する。
- (2) 制定したJ S Q C規格については、有料で広く頒布する。
- (3) 本会の会員はもちろん、本会の会員でない人または組織も入手できるものとする。
- (4) 本会の会員に配布する場合の価格は、規格の開発に要した費用および頒布に要する費用を考慮して決める。本会の会員でない人または組織に頒布する場合の価格は、会員に頒布する価格の1.25倍を目安とする。

付 則

1. 本内規は平成23年(2011年)5月23日制定。即日施行する。
2. 本内規は平成23年(2011年)10月20日改定。即日施行する。
3. 本内規は平成23年(2011年)12月19日改定。即日施行する。

